

食品安全モニターからの報告（平成18年4月分）について

食品安全モニターから4月中に、18件の報告がありました。

報告内容	
<意見等（一般報告）>	
・ B S E 関係	5 件
・ 食品添加物関係	1 件
・ 農薬関係	1 件
・ 遺伝子組換え食品関係	1 件
・ 新開発食品関係	1 件
・ 食品衛生管理関係	1 件
・ 食品表示関係	3 件
・ その他	5 件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. BSE関係

米国産牛肉輸入問題について

米国産牛肉輸入問題のリスクコミュニケーションに参加した。関係省庁による報告は同じことの繰り返しでわかりにくかったが、意見交換での説明は非常にわかりやすく、担当官の知識の深さがうかがえた。米国産牛肉に限らず、国内と共通の基準で判断することが望まれる。判断する前提となる肥育管理の徹底をアメリカに求め、日本国内では消費者に適切な情報提供を推進し、「選択できる」消費者の育成を望む。

(大阪府 女性 34歳 食品関係業務経験者)

米国産牛肉輸入問題

米国産牛肉輸入問題に関し、各地で意見交換会が開催されているが、輸入再開には慎重論が相次ぎ、前回の輸入再開は拙速と批判されている。その遠因は食品安全委員会のリスク評価にもあるので、今後の活動により、国民が納得できるような結論を導き出して応えてほしい。

(徳島県 男性 68歳 その他消費者一般)

食品安全における国際基準の推進

米国産牛肉輸入手続きが停止に至ったのは、米国内や諸外国向け輸出における子牛肉の取り扱いと日本向けEVプログラムの条件に違いがあったからである。この条件の違いを話し合い、国際基準として共通の認識にすることを推進していくことで、今回の問題の再発を防止できると考える。

(新潟県 女性 55歳 医療・教育職経験者)

輸入米国産牛肉(BSE)について

店頭から消えた輸入された米国産牛肉のその後の処理状況の情報把握と米国の日本向け処理業者の牛肉処理状況のチェックを監督官庁はしっかり行い、偽装表示などの事件が起こらないようにして貰いたい。

(宮城県 女性 58歳 その他消費者一般)

BSE問題について

先日、ニュースで、食品安全委員会においてBSE問題を科学的に考察している有識者のメンバーが、半数以上辞職すると報道されていた。このままでは、米国産牛肉輸入再開に対する消費者の危惧は、ますます高まると思われる。

(愛知県 女性 31歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会が、平成17年12月8日に厚生労働省及び農林水産省に通知した、日本向け輸出プログラムにより管理された米国・カナダ産牛肉及び内臓に関する評価結果をふまえ、厚生労働省及び農林水産省は、平成17年12月12日に日本向け輸出プログラムにより管理された牛肉及び内臓の輸入再開を決定しましたが、平成18年1月20日、米国から到着した子牛肉にせき柱の混入が確認されたことから、現在、全ての米国産牛肉等の輸入手続きが停止されています。

これは、日本向け輸出プログラムが守られなかったというリスク管理上の問題

であり、現在、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省が、米国政府と協議するなどし、原因究明と再発防止に向けた対応を行っているところです。

食品安全委員会としては、引き続きこうしたリスク管理機関の対応状況の把握に努め、適切に対応してまいります。

また、今回のプリオン専門調査会の専門委員の改選については、専門委員にも任期を設けるという内閣府の方針に従い、2年の任期を付すために行われました。

これを受けて、本年3月9日の食品安全委員会会合において4月1日付けでプリオン専門調査会の専門委員を改選する方針が了承されました。

そして、年齢や辞任したいという本人の意向を踏まえ、4月1日付けで再任及び新任の専門委員を含めて任命が行われました。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

厚生労働省及び農林水産省としては、管理措置が米国側において適切に実施されるよう対応してきたところであり、具体的には、米国における対日輸出プログラムが確実に機能しているかを確認するため、担当官を派遣し査察を行うとともに、検疫所における水際での検査体制の強化等の措置を講じてきたところです。

米国産牛肉輸入問題については、4月11日から24日にかけて全国10カ所において意見交換会を実施し、また、5月17日から19日にかけて開催した日米専門家会合において米国側における対日輸出認定施設のレビューの結果を聴取等したところです。今後については、米国政府の説明の内容及び米国産牛肉の輸入手続き再開の考え方についての意見交換会を6月1日から全国10カ所で開催することとしています。

いずれにしましても、米国産牛肉の輸入手続きを再開するためには、日米間で合意した対日輸出プログラムが輸出国である米国政府の責任で遵守されることが必要です。今後とも、米国産牛肉の安全性に対する消費者の信頼回復を図ることができるよう、関係者の皆様との意見交換や、ホームページ、メールマガジン等を通じた情報提供を行い、適切に対応してまいります。

なお、米国、カナダ産牛肉への対応については、

厚生労働省ホームページ：

「牛海綿状脳症（BSE）関係ホームページ」＜輸入牛肉等対策＞

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

農林水産省ホームページ：

「米国・カナダ産牛肉等への対応」

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html

を御覧ください。

2. 食品添加物関係

加工食品の安全性について

加工食品の安全性を確保するためには、個々の食品添加物について安全性を検討するだけでなく、商品の種類ごとに使用基準を示すことが出来れば、消費者にとってチェックがしやすいのではないのでしょうか。

(愛知県 男性 34歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、食品の製造の過程において、加工又は保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法第10条により、食品添加物については、天然香料等を除き、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が定める場合を除いては製造及び使用等が禁止されております。

食品添加物の使用を認めるに当たっては、食品安全委員会において食品健康影響評価を行い、その評価を踏まえ、必要に応じて使える食品や使用量の限度についての基準(使用基準)等を定め、食品添加物の安全性を確保しています。

使用基準を含めた食品添加物の規制については、厚生労働省の下記のホームページで御覧いただけますので、御参照ください。

厚生労働省ホームページ：

分野別施策「食品添加物」のページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

3. 農薬関係

ポジティブリスト制施行の軟着陸を望む

ポジティブリスト制は食品安全のための極めて重要な法整備と思いますが、一般消費者の認識が今ひとつ無いように思われます。また、食品事業者も一気に馴染めない現実があります。ポジティブリスト制は安全安心への大きなワンステップであるが、すぐに食品安全が確立されるということではないことを、消費者にもう少し上手に啓蒙していく必要があるのではないかと思います。

(兵庫県 男性 59歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

厚生労働省では残留農薬等のポジティブリスト制度の導入にあたって、平成15年10月、平成16年8月、平成17年6月の3回にわたり、本制度の内容や暫定基準等の案を公表し、生産者等を含め国民の皆様から御意見の募集を行うとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて、制度の周知に努めてきました。

特に、平成17年度においては、「輸入食品の安全対策と残留農薬等のポジティブリスト制度の導入」を基本テーマとして全国8か所で意見交換会を三府省で開催し、さらに、本年4月27日から5月23日まで全国10か所で「残留農薬等のポジティブリスト制度の導入に際しての生産から消費までの食品の安全確保の取組

みに関する意見交換会」を三府省で開催したところです。意見交換会の際に使用した資料や議事録については、ホームページを通じて情報発信しています。

また、関係団体等が開催する講習会等に厚生労働省及び農林水産省の担当官が積極的に参加し、本制度の周知に努めてきております。

厚生労働省及び農林水産省としては、国民の皆様方に本制度について御理解をいただき、適切かつ円滑な実施が図られるよう努めてまいります。

なお、ポジティブリスト制度に関する意見交換会については、厚生労働省ホームページ：

「食品安全情報」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/>

農林水産省ホームページ：

「リスクコミュニケーション」

http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/index6.htm

を御覧ください。

残留基準が制定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度

4．遺伝子組換え食品関係

遺伝子組換え食品の安全性について

遺伝子組換え食品について、国は審査方法を公開し、消費者が理解できる環境を作っていくべきではないか。その上で、消費者が安全に感じ、自分自身で判断できる目を持ってもらうことが必要であると思う。

(鳥取県 女性 48歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品の人への安全性の評価を、これまでに食べられてきた従来品種との比較により行っております。

人に対する具体的な評価項目は

挿入された遺伝子やそれによって生産されるタンパク質の有害性

新たに生産されるタンパク質が、アレルギーを誘発する可能性はないか

従来の食品と比較して、含有成分が大きく変化したり、新たな有害物質を

作る可能性はないか

等についてであり、その可能性を含めた予測を行い、それが人の健康に与える影響についての評価を行っています。

これらは、食品安全委員会で決定された安全性評価基準に基づいており、ホームページなどで公開しております。

また、遺伝子組換え食品等の調査会の審議内容については、調査会終了後、議事録を公開しております。

【厚生労働省からのコメント】

組換え DNA 技術応用食品及び食品添加物（以下「遺伝子組換え食品」という。）については、平成 13 年 4 月 1 日から、食品衛生法に基づく規格基準に規定し、安全性審査を法律上義務化しています。これにより、安全性審査の手続を経た旨の公表がなされていない遺伝子組換え食品又はこれを原材料に用いた食品は、輸入、販売等が禁止されています。遺伝子組換え食品の安全性審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うこととなっております（食品健康影響評価）。

遺伝子組換え食品の安全性審査等に関する情報については、審査方法を含め、具体的内容を紹介した Q&A 等をホームページで掲載しているほか、パンフレット「遺伝子組換え食品の安全性について」を作成・配布するなど、わかりやすく発信するよう努めています。

5 . 新開発食品関係

大豆イソフラボン摂取量問題

大豆イソフラボンは、目安となる摂取量にスポットが当たりがちだが、詳細に読めば、一日摂取量は目安の数字を具体的に記述したに過ぎない。その前提となる、バランスの取れた食生活や自然の食品から日常的に摂取することの重要性を強調することが大切だと思う。

（兵庫県 男性 60 歳 その他消費者一般）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、平成 16 年 1 月及び 5 月に厚生労働省から、大豆イソフラボン等を関与成分（主に有効と考えられる成分）とする特定保健用食品 3 品目の健康影響評価について意見を求められ、新開発食品専門調査会において、調査審議を行いました。評価結果については、本年 5 月 11 日付けで当委員会から、厚生労働省に通知しました。

なお、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方のポイントは以下のとおりです。

大豆イソフラボンの一日摂取目安量の上限値を 70～75 mg/日（大豆イソフラボンアグリコン換算）と設定

国民の大豆由来食品からの大豆イソフラボン摂取量 70 mg/日（平成 14 年国民栄養調査のデータを基に算出。）及び ヒト臨床研究に基づく安全な上限摂取目安量 75 mg/日（閉経後女性を対象にした大豆イソフラボン錠剤（150 mg/日）を投与した試験により算出。）から一日摂取目安量の上限値を 70～75 mg/日と算出。

特定保健用食品としての大豆イソフラボンの安全な一日上乗せ摂取量の上限値を 30 mg/日（大豆イソフラボンアグリコン換算）と設定

閉経前女性が特定保健用食品として、日常の食生活に上乗せして摂取する量を摂取試験の結果から 30 mg/日と設定。

また、閉経後女性及び男性の日常の食生活に上乗せして摂取する量の上限值については、閉経前女性の結果を外挿して 30 mg/日と設定。

胎児、乳幼児、小児、妊婦について

妊婦、胎児については、動物実験における有害作用の報告等を鑑み、また、乳幼児、小児については生殖機能が未発達であることを考慮し、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できない。

なお、今回の評価は、長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としたものではなく、また、大豆由来食品からの摂取量が、大豆イソフラボンアグリコンの一日摂取目安量の上限值、70～75 mg/日を超えることにより、直ちに健康被害に結びつくというものではありません。

大豆は植物性たん白質、カルシウム等の栄養素に富む食品であり、健康のためには、特定の成分のみを摂取することよりも、バランスの良い食事の中で摂ることが重要です。

当委員会では、評価のポイントや Q&A を作成し、ホームページに掲載しておりますので、御覧ください。

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_isoflavone180309_4.pdf

大豆及び大豆イソフラボンに関する Q&A

http://www.fsc.go.jp/sonota/daizu_isoflavone.html

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品（3 品目）の食品健康影響評価のポイントについて

http://www.fsc.go.jp/hyouka/isoflavone/hy_isoflavone_hyouka_point.pdf

【厚生労働省からのコメント】

今回、食品安全委員会における大豆イソフラボンの安全性評価は、これまでの長い食経験を有する大豆あるいは、大豆由来食品を問題とするのでは無く、特定保健用食品として大豆イソフラボンのみを通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性について検討がされたものです。

厚生労働省では、成人に対してカルシウムに富む食品の摂取量の増加を目標に掲げ、豆類、牛乳・乳製品、緑黄色野菜に該当する食品の摂取量を増やすように勧めています。

特に大豆及び大豆由来食品は、良質のたんぱく質源であるだけでなく、カルシウム等にも富む重要な栄養源ですので、食生活の中で他の食品とともにバランスよく食べることをお勧めします。

5. 食品衛生管理関係

独居高齢者の食中毒予防について

過疎地の独居老人には、近隣住民の見守りや声かけが期待できない。そこで、食中毒予防のために、ヘルパーや配食サービス職員による訪問の際の手洗いなどの食品衛生管理が必要と思われる。安全な食事を提供できるような人員と時間、制度や研修の強化が望まれる。

(京都府 女性 34歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品等に起因する健康被害の発生を防止するため、各都道府県等の保健所の食品衛生監視員が各地域の監視指導計画に従って製造者・販売者等の営業者に対する監視指導を実施しております。

特に、社会福祉施設や学校、病院等の給食施設や仕出屋など大量調理施設に対しては、HACCPの考えに基づいて策定された「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考に、調理従事者、食品の配達者等食品取扱者に対し、衛生管理・食品衛生に関する知識の習得に努めるよう指導しているところです。

製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。

6. 食品表示関係

鮮魚店での魚介名、産地(養殖、輸入国)の表示を正確に

鮮魚店を覗くと、魚介名における方言の使用、産地の真偽が気にかかる。魚は方言名ではなく和名を、そして産地名は正確に記載してほしい。また、養殖物や輸入物についても正確に記載し、安全な食品を供給してほしいです。

(新潟県 男性 63歳 医療・教育職経験者)

【農林水産省からのコメント】

水産生鮮食品の表示に関しては、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)において、名称、産地の他、養殖の場合は「養殖」、冷凍したものを解凍したものには「解凍」との表示が義務づけられております。

このうち、名称に関しては、その内容を表す一般的な名称を記載することとされており、標準和名等による記載が行われておりますが、地域特有の名称があるものについてはその名称が当該地域で理解されているものであれば、これを記載できるものと考えています。

また、産地に関しては、国産品にあっては生産した水域の名称(以下「水域名」という。)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を記載するこ

ととされていますが、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができるとされています。一方、輸入品にあつては原産国名を記載することとされています。

かまぼこ類の表示について

かまぼこ類は、製造者名とその所在地、賞味期限、食品添加物の記載等において基準がないように思われる。一般消費者として見た場合、どの商品も正確な内容物の記載をすることにより、安心して買い物ができると思う。

(石川県 女性 68歳 医療・教育職経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

かまぼこ類等の加工食品（魚肉ねり製品）については、食品衛生法及び JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）において、表示に関する基準が定められております。

表示が義務づけられている、「名称」、「消費期限又は賞味期限」、「保存方法」、「添加物を含む旨」、「製造所所在地及び名称」などについては、容器包装を開かないでも容易に見ることができるように見やすい場所に記載する必要があります。

また、魚肉をケーシング（包装材料）に充てんしたり、フィルム包装した後に加熱したかまぼこやかに風味等のかまぼこについては、これらの表示に加えて特殊包装かまぼこ類品質表示基準や風味かまぼこ品質表示基準において、「でん粉含有率」の表示をすることが定められています。

今後とも、消費者にとってわかりやすい表示となるよう、食品等事業者に対して指導を行ってまいりたいと考えております。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

缶コーヒー等の賞味期限表示について

最近、自動販売機がどこにでも点在しているが、食品安全の面でも、缶コーヒー等の賞味期限切れを防いでいただきたい。また、賞味期限の字の大きさを大きくして見やすくしてほしい。

(岡山県 女性 30歳 その他消費者一般)

8. その他

健康食品の取り扱い説明について

健康食品における取り扱い説明の義務化や、健康関連番組の中での「疾病のある方への禁忌」のコメントの必要性を感じます。健康ブームは、健康食品をPRするマスコミの功績であると思うが、「この食品は自分に合っているのか」を判断できる情報を提供することも大切ではないだろうか。

(京都府 女性 34歳 医療・教育職経験者)

健康食品に公のチェックを

タブレットやソフトカプセルの形状で手軽に摂れるいわゆる健康食品は、健康に不安を感じている中高年の需要が多い。成分中の有害物質や過剰摂取による健康被害を防ぐため、公的なチェックをきめ細やかに実施してほしい。

(静岡県 女性 62歳 その他消費者一般)

健康食品の安全性について

昨今、薬事法に抵触するかのような健康食品の広告を見ることが多い。消費者は適確な情報を得ない状態で購入することも少なくないと思う。行政としての見解並びにチェック体制、規制、情報提供について、現時点での対応が知りたい。

(兵庫県 女性 43歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について(平成17年2月28日付け医薬食品局食品安全部長通知)により、過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものについてはその旨を表示すること、また、一日当たりの摂取目安量については、当該食品が含有する成分に応じ、科学的根拠に基づき設定するよう促す等、都道府県及び関係業界に対し、適切な運用がなされるよう周知徹底を図っているところ です。

また、いわゆる健康食品の原料については、食品衛生法第3条の規定に基づき、一義的には事業者はその安全性の確認が努力義務として位置づけられていますが、厚生労働省では同法第3条の努力義務に関し、「錠剤・カプセル状食品の原材料の安全性に関する自己点検ガイドライン」を平成17年2月に通知しており、健康食品GMPの普及啓発とあわせ、事業者自身による安全性確保を図っているところ です。

個々の健康食品素材の情報については、(独)国立健康・栄養研究所のホームページに、安全性・有効性など健康食品等に関する正確で客観的な情報を一元的に集めた「健康食品」の安全性・有効性データベースが開設され、消費者を含む幅広い関係者に情報が提供されており、事業者の方にもこれらのデータベースを活用し、適切な表示をしていただくよう通知しています。

「健康食品」の虚偽・誇大広告については、都道府県等に対して監視指導の「ガイドライン」等を通知するとともに、「虚偽誇大広告等違反事例集」を作成し、厳正に対処しているところ です。「健康食品」の虚偽・誇大広告については、これを

信じた国民が適切な診療機会を逸してしまうおそれ等があるため、今後とも都道府県等と連携の上、監視指導に努めてまいります。

GMP : Good Manufacturing Practice (適正製造規範)

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関にも回付しております。

WTO交渉の農水産物について

WTO 交渉中での農水産物分野の交渉は、各国、各地域の多角的貿易の利害関係との絡みで合意に至ると思われるが、農水産物は生命をつなぐ食の安全と結びついて、食の安全を共有できる交渉を望む。

(山口県 女性 62 歳 食品関係業務経験者)

食育について

食育の発展は国民全員の責務と感じている。将来の準備のために、子どもを持つ母親だけでなく、そうでない人々にも食事の大切さを、また、子どもを含めた教育の仕方を広報すべきだ。

(岡山県 女性 30 歳 その他消費者一般)